

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「会議前日の正午」を「定例会初日の午後三時」に改める。
第七十二条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改める。

付 則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第六十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。